

大阪府環境審議会温暖化対策部会運営要領 (案)

第1 趣旨

大阪府環境審議会条例 (平成 6 年大阪府条例第 7 号。以下「条例」という。) 第 6 条第 2 項の規定により、大阪府環境審議会 (以下「審議会」という。) に温暖化対策部会 (以下「部会」という。) を置く。

第2 所掌事項等

部会は、温暖化対策に係る次の事項について審議を行うとともに、必要に応じて審議会に報告を行う。

- (1) 大阪府地球温暖化対策実行計画の進捗管理に関すること
- (2) 大阪府温暖化の防止等に関する条例第 29 条による顕彰の実施 (同条例第 2 章に係るものに限る。) に関すること

第3 組織

(1) 部会は、条例第 6 条第 3 項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

- ① 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員 2 名程度
 - ② 条例第 3 条第 2 項に規定する専門委員 3 名程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第 6 条第 4 項の規定により会長が指名する。
 - (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第4 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員、専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領 (案)

第 1 趣 旨

この要領は、大阪府環境審議会条例(平成 6 年大阪府条例第 7 号。以下「条例」という。)第 6 条第 2 項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置するリサイクル製品認定部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

第 2 組 織

- (1) 部会は、条例第 6 条第 3 項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- ① 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員 3 人以内
 - ② 条例第 3 条第 2 項に規定する専門委員 若干人
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第 6 条第 4 項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

第 3 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員、専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 部会は、大阪府循環型社会形成推進条例(平成 1 5 年大阪府条例第 6 号。)第 1 2 条に規定する再生品の認定その他再生品の認定に関し必要な事項を審議する。
- (5) 前号に規定する事項に係る部会の決議は、条例第 6 条第 7 項に定めるところにより、審議会の決議とする。
- (6) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

第 4 補 足

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会（仮称）の概要

□リサイクル製品認定制度の概要

目的：リサイクル社会形成の推進及びリサイクル関連産業の育成
根拠：大阪府循環型社会形成推進条例（平成 15 年条例第 6 号）

第十二条 知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な利用の促進に特に資するものを、事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるものとする。

対象：府内で排出された循環資源（廃プラ、古紙、コンクリートがら等）を使用して国内のプラントで再生した製品

・現状…278 製品を認定中 ・申請手数料…1 申請につき 18,000 円

認定：6、11 月の年 2 回募集し、10 月 1 日、3 月 1 日付けで認定。認定期間 3 年間。

基準：リサイクル製品認定要領で認定基準を定める。

（循環資源の使用率、環境への配慮、JIS 規格等への適合など）

現行の審査のしくみ：リサイクル製品認定審査委員会を要領設置。

・学識経験者 5 名を知事が委嘱：環境審議会委員に支払う報酬と同額を支給。

【最近の開催実績】

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度
	第 1 回	第 2 回	第 1 回	第 2 回	第 1 回
申請製品数	84	36	52	64	27
認定製品数	81	36	52	63	27
不認定製品数	3	0	0	0	1

□リサイクル製品認定部会（仮称）の概要

○目的

知事が、大阪府循環型社会形成推進条例第 1 2 条に規定する再生品の認定を行うにあたり、リサイクル製品認定要領に定める認定基準への適合状況等について調査審議を行う。

○組織

大阪府環境審議会条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する学識経験者の委員から 3 人以内、条例第 3 条第 2 項に規定する専門委員として若干人で組織する。

（認定にあたり、環境分野、廃棄物分野、建築・土木分野、消費生活分野の専門的な見地が必要である。）

○決議

認定のための専門的事項の審議であり、年 2 回の定期的な対応が必要なことから条例第 6 条第 7 項の規定により、部会の決議をもって審議会決議とする。

（年 2 回（6 月、1 1 月）募集し、約 1 ～ 2 か月（部会に提示する申請書類の審査や現場調査等に要する期間）後、部会に諮る予定）

大阪府環境審議会水質部会運営要領(案)

第1 趣 旨

この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項第2号の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する水質部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

第2 所掌事項等

部会は、水質に係る次の事項について、審議を行うとともに、必要に応じて審議会に報告を行う。

- (1) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準を定める条例(昭和49年条例第8号)及び大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年条例第6号)に基づく排水基準の設定
- (2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3の規定に基づく総量削減計画の作成
- (3) 水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の設定
- (4) 水質汚濁防止法第16条第1項に規定する測定計画の作成
- (5) 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の類型当てはめ
- (6) その他、水質の保全に関する事項

第3 組 織

- 1 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
 - 一 条例第2条第1項第1号に規定する委員 4人以内
 - 二 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干名
- 2 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により会長が指名する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第4 会 議

- 1 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 2 部会は、これに属する委員及び専門委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第2の(1)、(3)、(4)に係る部会の決議については、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事と

することを必要と認めた場合はこの限りではない。

5 部長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならぬ。

第5 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

